

## 公募型プロポーザル方式募集要領等に関する回答書

令和 7 年 5 月 1 5 日

相双地方振興局

委託業務名	相双地域の魅力戦略的情報発信事業 (モニターツアー) 実施業務
質 問 事 項	
質問の内容 募集要領 3 (1)「福島県内に本社、本店、支店、支社、営業所等があり、福島県相双地方振興局との打合せ等に迅速に対応できる法人又は個人。」との記載がありますが、福島県内に営業所等が無くても、社員が「テレワーク」にて福島県内に居住し、福島県を活動範囲として業務を行っている法人は、参加資格を満たしているとは判断されるのでしょうか。  質問理由：弊社は東京都内に本社を構え、福島県内には営業所等を有しておりませんが、しながら、テレワークによる業務体制を整備しており福島県の担当者は福島県内に居住してテレワークにて業務を行っており、福島県内における対応はスムーズに実施できる体制が整っている為質問をいたします。	
回 答 事 項	
お見込みのとおりです。当局との打合せ等に迅速に対応できる法人又は個人であれば要件を満たしているとは判断します。	

様式 1 - 5 (募集要領等に関する回答書)

## 公募型プロポーザル方式募集要領等に関する回答書

令和 7 年 5 月 1 5 日

相双地方振興局

委託業務名	相双地域の魅力戦略的情報発信事業 (モニターツアー) 実施業務
質 問 事 項	
質問の内容 仕様書 3 (1) ク「ツアー実施に係る経費のうち、参加者の宿泊費、食事代、入館料などは参加者負担とすること。」とありますが、参加者経費の上限金額の設定はございますか。	
回 答 事 項	
参加者が負担する経費について上限金額の設定はありませんが、仕様書に定める条件と募集要領上の参考業務規模にご留意ください。	

